## 治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 局地的大雨等による河川の氾濫・洪水から住民生活を守ることができるよう、危機管理体制の充実強化を図るとともに、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業の着実な推進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、準用河川の改修事業等に対する財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置をさらに拡充すること。

- 3. 河川の権限移譲に関する関係市との協議・調整
- (1) 一級河川の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水 準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。
- (2)権限移譲する個々の一級河川の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、 関係市と十分に協議を行うこと。
- 4. 水利権については、小水力発電をはじめとする水需要に合わせた水利使用調整など弾力的な運用を促進すること。
- 5. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額 が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を 講じること。
- 6. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心、 安全が確保されるよう十分な治水対策を講じること。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

7. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。